



平成 30 年 6 月 11 日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

輸出貨物 AFS/AFA 改定のご案内

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度中華人民共和国海関総署(税関当局)2017 年第 56 号公告によりマニフェストの事前通知が厳格化され、新たに企業コード等の申告についても義務付けられることとなりました。

これまでも弊社では日本→上海(上海 T/S 中国国内向け含む)にて AFS/AFA を適用しておりましたが、今後は中国大陸向け全てに適用となることご案内申し上げます。

何卒ご理解の程、よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 適用開始日 : 2018 年 7 月 1 日 日本各港出港予定分より
2. 対象航路 : 中国大陸向け全ての輸出貨物(香港向けは除く)
※中国珠江デルタ向けについても適用となります。
3. 適用料金 : AFS (Advance Filing Surcharge) USD30 per BL
AFA (Advance Filing Amendment Fee) USD40 per Amendment
4. 支払方式 : 日本払い

以上

〈お問い合わせ先〉

本件に関するお問い合わせは、弊社定期船部(Tel : 084-987-1500)までお願い致します。